

○神崎市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

要綱第 88 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への子育て世代の移住・定住の促進及び地域の重点分野の担い手不足の解消を図るため、佐賀県と共同して行う未来につなぐさが移住支援事業の対象者に対し、予算の範囲内において神崎市未来につなぐさが移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、神崎市補助金等交付規則（平成18年神崎市規則第44号。以下「規則」という。）、佐賀県未来につなぐさが移住支援事業実施要領（以下、「県実施要領」という。）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(支給要件等)

第2条 支給要件等については、県実施要領による。ただし、県実施要領第4第1項第4号の佐賀県と市町が協議して市町が別に定めた要件は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身世帯 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の申請者は、神崎市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）、証明書（様式第2-1号、同2-2号、同2-3号、同2-4号、同2-5号、同2-6号）及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を神崎市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、神崎市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告及び立入調査)

第7条 市長は、神崎市未来につなぐさが移住支援事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び申請者の就業先に対して、神崎市未来につなぐさが移住支援事業に関する状況報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消及び返還請求)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 前条に定める報告又は立入調査に応じない場合
- ウ 補助金の申請日から3年未満で本市から転出した場合
- エ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
- オ 県実施要領に定める起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- カ 空き家の取得、改修等に係る神崎市の支援制度の交付決定等を取り消された場合
- キ 農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合、又は農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合
- ク 伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業しなかった場合、又は伝統工芸等に就業又は開業後1年以上継続しなかった場合
- ケ スポーツに関する人材確保支援策に係る交付決定等を取り消された場合

(2) 半額の返還

- ア 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(補助金の交付手続の特例)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書の提出及び規則第13条の補助金等確定通知書による通知は省略するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	証明書類等
市町が設定する要件を満たす者 （神崎市空き店舗等活用支援事業及び神崎市地域特産物再発見事業の交付決定者）	左記補助金の交付決定通知書の写し

年 月 日

神埼市長 様

神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付申請書

神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏 名			西暦 年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数（1 の申請者は含まない）				人
移住支援金 の種類		就業		起業		農林 漁業		空き 家	
		伝統 工芸		スポ ーツ		市町 要件			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙 1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 2「佐賀県及び神埼市 移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して神埼市に居住し、かつ、本支援金を申請するために必要な要件を満たす意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する
（空き家の場合のみ記載）空き家の売主との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

管理コード（佐賀県及び神埼市使用欄）	
--------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 神崎市未来につなぐさが移住移住支援事業に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び神崎市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、神崎市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
 - （1）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （3）自己、自社若しくは、第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 以下の場合は、佐賀県未来につなぐさが移住支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、神崎市補助金等交付規則第16条及び神崎市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき当該金額の補助金を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に神崎市以外の市町村に転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）空き家の取得、改修等に係る市町の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額
 - （6）農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修終了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合、又は農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合：全額
 - （7）伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業しなかった場合、伝統工芸等へ就業又は開業後1年以上継続しなかった場合：全額
 - （8）スポーツに関する人材確保支援策に係る交付決定等を取り消された場合：全額
 - （9）移住支援の申請日から3年以上5年以内に神崎市以外の市区町村に転出した場合：半額

神崎市未来につなぐさが移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

- 1 神崎市は、神崎市未来につなぐさが移住支援事業補助金の事業に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 神崎市は、当該個人情報について、佐賀県への実施状況の報告及び他の市町において実施する移住支援事業の円滑な実施等のため、佐賀県及び他の市町に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 神崎市は、定期的に住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合はその転出先の確認を行う場合があります。

年 月 日

神埼市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（就職）（神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
職種	
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト掲 載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない

佐賀県及び神埼市未来につなぐさが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況な
どの情報を、佐賀県及び神埼市の求めに応じて、佐賀県及び神埼市に提供することについて、
勤務者の同意を得ています。

年 月 日

神埼市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（漁業・林業）（神埼市未来につなぐ移住支援事業補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申 請 者 名	
申 請 者 住 所	
申請者電話番号	
活用支援策名	
活用概要	
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就業年月日（予定）	

佐賀県及び神埼市未来につなぐさが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び神埼市の求めに応じて、佐賀県及び神埼市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

神埼市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（スポーツ）（神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金の申請用）

佐賀県 SSP アスリートジョブサポの支援を利用し、下記の者を雇用したことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
競技種目等	
活用した人材確保支援 いずれかに○を付す	・ SSP 選手 ・ 指導者佐賀定着支援金 ・ SSP アスリートジョブサポによる職業紹介
区 分 いずれかに○を付す	・ スポーツ選手 ・ スポーツ指導者

佐賀県及び神埼市未来につなぐさが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び神埼市の求めに応じて、佐賀県及び神埼市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

神埼市長 様

住所
氏名
電話番号

研修受講及び就業等に関する申告書（伝統工芸等）
（神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金の申請用）

下記のとおり、研修受講及び就業等について申告します。

記

伝統工芸区分 （産品名）	
研修名称	窯業人材育成研修事業 一般研修
研修受講先	佐賀県窯業技術センター
受講期間 （予定を含む）	年 月 ～ 年 月
就業・開業（予定）	年 月

神埼市未来につなぐさが移住支援事業に関する要件確認のため、申請者は研修修了や就業・開業等の情報について、神埼市へ報告してください。

年 月 日

神埼市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

受講中証明書（伝統工芸等）（神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申 請 者 名	
申 請 者 住 所	
申請者電話番号	
研修名称	窯業人材育成研修事業 一般研修
受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日
伝統工芸区分 （産品名）	

佐賀県及び神埼市未来につなぐさが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び神埼市の求めに応じて、佐賀県及び神埼市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

神埼市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（伝統工芸等）（神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申 請 者 名	
申 請 者 住 所	
申請者電話番号	
就業年月日	
伝統工芸区分 （産品名）	
所属団体等	

佐賀県及び神埼市未来につなぐさが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び神埼市の求めに応じて、佐賀県及び神埼市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

番 号
年 月 日

様

神埼市長



神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付決定通知書

神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

1 交付決定額 円

2 注意事項

(1) 補助金の返還

要綱第8条に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

ア 虚偽の申請等をした場合：全額

イ 補助金の交付申請日から3年未満に本市以外の市町村に転出した場合：全額

ウ 補助金の交付申請日から1年以内に補助金要件を満たす職を辞した場合：全額

エ 佐賀県地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

オ 空き家の取得、改修等に係る神埼市の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額

カ 農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合、又は農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合：全額

キ 伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業しなかった場合、又は伝統工芸等に就業又は開業後1年以上継続しなかった場合：全額

ク スポーツに関する人材確保支援策に係る交付決定等が取り消された場合：全額

ケ 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市以外の市町村に転出した場合：半額

(2) 状況報告及び立入調査

神埼市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、補助金の申請者及び申請者の就業先に対して必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行う場合があります。なお、立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記(1)に定める返還請求を行う場合があります。

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

神埼市未来につなぐさが移住支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金について、下記金額を交付されるよう神埼市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

記

1 補助金請求額

¥							円
---	--	--	--	--	--	--	---

2 振込指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫 信用組合 本店・支店 支所・出張所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※振込指定口座は、申請者本人が口座名義人になっているものに限りします。